

議案第70号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月25日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の188」を「100分の198」に改める。

第2条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198」を「100分の201.5」に改める。

第3条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の175.5」を「100分の185.5」に改める。

第4条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3月1日、」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の185.5」を「100分の189」に、「3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）」を「6月以内」改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60

3月未満	100分の30
------	---------

第5条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の188」を「100分の198」に改める。

第6条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198」を「100分の201.5」に改める。

第7条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の188」を「100分の198」に改める。

第8条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198」を「100分の201.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区長等の給与等に関する条例（以下「新区長等給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新議員報酬条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「新教育長給与条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の杉並区監査委員の給与等に関する条例（以下「新監査委員給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 新区長等給与条例の規定、新議員報酬条例の規定、新教育長給与条例の規定及

び新監査委員給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の杉並区長等の給与等に関する条例の規定、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新区長等給与条例の規定、新議員報酬条例の規定、新教育長給与条例の規定及び新監査委員給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

区長等の給与を改定する等の必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には<u>100分の188</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>（1）～（3） 略</p>

第2条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の201.5</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支</p>

給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

第3条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当) 第8条 略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては <u>100分の185.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3及び4 略	(期末手当) 第8条 略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては <u>100分の175.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3及び4 略

第4条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正)	
新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 議長等で_____6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の189</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内</p> <hr/> <p>_____の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 議長等で<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額<u>に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の185.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）</u>の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>

第5条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には<u>100分の188</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

第6条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の201.5</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>を乗じて得た額に、給与</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の198</u>を乗じて得た額に、給与</p>

条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

第7条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(その他の給与)	(その他の給与)
第4条 略	第4条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては <u>100分の198</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。	4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては <u>100分の188</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
5～8 略	5～8 略

第8条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(その他の給与)	(その他の給与)
第4条 略	第4条 略
2及び3 略	2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の201.5

_____を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

5～8 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の180、12月に支給する場合においては100分の198を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

5～8 略

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容			
期 末 手 当	区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の支給月数			
	区分	現行	第1条、第5条及び第7条による改正 (令和4年度の支給月数)	第2条、第6条及び第8条による改正 (令和5年度の支給月数)
	6月期	1.80	1.80	<u>2.015</u>
	12月期	1.88	<u>1.98</u>	<u>2.015</u>
	3月期	0.25	0.25	—
	合計	3.93	<u>4.03</u>	4.03
	区議会議員の支給月数			
	区分	現行	第3条による改正 (令和4年度の支給月数)	第4条による改正 (令和5年度の支給月数)
	6月期	1.675	1.675	<u>1.89</u>
	12月期	1.755	<u>1.855</u>	<u>1.89</u>
3月期	0.25	0.25	—	
合計	3.68	<u>3.78</u>	3.78	
施行期日等	<p>1 第1条、第3条、第5条及び第7条による改正は公布の日から施行し、改正後の規定は令和4年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条、第4条、第6条及び第8条による改正は、令和5年4月1日から施行する。</p>			